

第16 平成23年度における援護年金の額の改定

I 障害年金の額（平成22年度と同額）

1 基本年額

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
特別項症	第1項症の年金額に 4,006,100円 以内の額を加えた額	現行どおり	第1項症の年金額に 3,054,100円 以内の額を加えた額	現行どおり
第1項症	5,723,000円	現行どおり	4,363,000円	現行どおり
第2項症	4,769,000円		3,639,000円	
第3項症	3,927,000円		3,007,500円	
第4項症	3,108,000円		2,383,900円	
第5項症	2,514,000円		1,938,700円	
第6項症	2,033,000円		1,571,100円	
第1款症	1,853,000円	現行どおり	1,428,200円	現行どおり
第2款症	1,686,000円		1,299,800円	
第3款症	1,352,000円		1,045,100円	
第4款症	1,089,000円		844,600円	
第5款症	961,000円		743,000円	

2 扶養加給

障害の程度	扶養親族	現行額	平成23年4月からの額
特別項症 ～ 第1款症	配偶者	193,200円	現行どおり
	子、父、母、 孫、祖父、祖母	2人まで1人につき 72,000(※) 3人目から1人につき 36,000	
第2款症 ～ 第5款症	妻	193,200円	現行どおり

※配偶者がいないときそのうち1人については132,000円

3 特別加給

障害の程度	現行額	平成22年4月からの額
特別項症	270,000円	現行どおり
第1項症	210,000円	現行どおり
第2項症		

II 障害一時金の額（平成22年度と同額）

障害の程度	公務傷病		勤務関連傷病	
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額
第1款症	6,088,000円	現行どおり	4,640,900円	現行どおり
第2款症	5,050,000円		3,850,800円	
第3款症	4,332,000円		3,302,500円	
第4款症	3,559,000円		2,713,400円	
第5款症	2,855,000円		2,177,100円	

III 遺族年金・遺族給与金の額（平成22年度と同額）

1 先順位者・後順位者に係る額

区分	先順位者		後順位者		
	現行額	平成23年4月からの額	現行額	平成23年4月からの額	
遺族年金・給与金	1,966,800円	現行どおり	72,000円	現行どおり	
特例遺族年金・給与金 平病死遺族年金・給与金	1,573,500円		56,400円		
障害者遺族特例年金・給与金 ・公務傷病第2款症以下 ・勤務関連傷病第1款症以上 ・勤務関連傷病第2款症以下	557,600円		-		-
	456,400円		-		-
特設年金・給与金 ・公務傷病併発死亡 ・勤務関連傷病併発死亡	456,400円		-		-
	335,000円		-		-

2 他に公務扶助料受給者がある場合の遺族年金額

区分	現行額	平成23年4月からの額	備考
配偶者	193,200円	現行どおり	昭和28法律第181号附則第18項の規定による遺族年金額 …軍人の遺族(※)
配偶者以外の者	72,000円	現行どおり	

※(例)死亡した軍人の遺族年金を内縁の妻及び子が受けていた場合で、昭和28年の軍人恩給の復活により、子が公務扶助料へ移行したとき、引き続き援護法により遺族年金を受けることとなる内縁の妻。

第17 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金(第九回特別弔慰金)恩給等失権者リストに基づく
請求受付状況

平成23年1月末現在

	個別案内送付件数の内訳				請求受付	
	公務扶助料失権者	援護年金失権者	旧令共済失権者	総計A	件数 (援護(国債)システム集計)	割合 (Aに対する割合)
北海道	831	156		987	651	66%
青森	462	73	1	536	388	72%
岩手	658	86	2	746	515	69%
宮城	750	138		888	581	65%
秋田	476	79	3	558	438	78%
山形	491	73		564	372	66%
福島	752	89		841	603	72%
茨城	992	139		1,131	828	73%
栃木	581	57		638	403	63%
群馬	513	68	1	582	399	69%
埼玉	1586	171	2	1,759	1,152	65%
千葉	1751	225	5	1,981	1,396	70%
東京	2283	353	2	2,638	1,682	64%
神奈川	1828	283		2,111	1,392	66%
新潟	1059	156		1,215	846	70%
富山	584	66		650	458	70%
石川	515	101	1	617	464	75%
福井	519	61	1	581	396	68%
山梨	344	26		370	244	66%
長野	798	94		892	565	63%
岐阜	870	105	2	977	725	74%
静岡	1393	251	2	1,646	1,189	72%
愛知	2209	321	30	2,560	1,841	72%
三重	1046	135	4	1,185	907	77%
滋賀	604	65	1	670	469	70%
京都	1073	153	4	1,230	844	69%
大阪	2494	429	12	2,935	2,010	68%
兵庫	1860	311	3	2,174	1,506	69%
奈良	657	60	2	719	507	71%
和歌山	711	113	1	825	621	75%
鳥取	393	44		437	297	68%
島根	647	85	1	733	496	68%
岡山	983	182	2	1,167	871	75%
広島	1487	552	24	2,063	1,437	70%
山口	877	173	13	1,063	711	67%
徳島	586	74		660	448	68%
香川	699	87	1	787	578	73%
愛媛	822	143	3	968	690	71%
高知	696	99	1	796	500	63%
福岡	1941	270	7	2,218	1,470	66%
佐賀	507	64		571	379	66%
長崎	660	229	1	890	619	70%
熊本	1145	143	4	1,292	863	67%
大分	659	105	3	767	530	69%
宮崎	782	122	1	905	590	65%
鹿児島	1153	216		1,369	877	64%
沖縄	1128	1,353	1	2,482	1,594	64%
総計	45,855	8,378	141	54,374	37,342	69%

※各都道府県における個別案内送付の件数は、別紙「対象者都道府県別区分けルール」のとおりです。

※公務扶助料失権者については、転給遺族の462件は対象外として除いた。

第18 戦没者の父母等に対する特別給付金(第二十四回特別給付金)請求書の処理状況調

平成23年1月末現在

都道府県等	受付件数 A	他県への 送付件数 B	請求書裁定 件数 C	処理済件数 D=(B+C)	未処理件数 A-D
1 北海道	0	0	0	0	0
2 青森	2	0	2	2	0
3 岩手	0	0	0	0	0
4 宮城	0	0	0	0	0
5 秋田	1	1	0	1	0
6 山形	0	0	0	0	0
7 福島	2	0	2	2	0
8 茨城	1	0	1	1	0
9 栃木	1	1	0	1	0
10 群馬	0	0	0	0	0
11 埼玉	1	0	1	1	0
12 千葉	1	1	0	1	0
13 東京	2	2	0	2	0
14 神奈川	0	0	0	0	0
15 新潟	1	0	1	1	0
16 富山	1	0	1	1	0
17 石川	1	0	1	1	0
18 福井	2	0	2	2	0
19 山梨	0	0	0	0	0
20 長野	3	0	3	3	0
21 岐阜	1	0	1	1	0
22 静岡	1	0	1	1	0
23 愛知	2	1	1	2	0
24 三重	2	0	2	2	0
25 滋賀	2	1	1	2	0
26 京都	4	2	2	4	0
27 大阪	1	1	0	1	0
28 兵庫	5	2	3	5	0
29 奈良	0	0	0	0	0
30 和歌山	1	0	1	1	0
31 鳥取	1	1	0	1	0
32 島根	7	1	6	7	0
33 岡山	3	0	3	3	0
34 広島	10	0	10	10	0
35 山口	4	1	3	4	0
36 徳島	1	0	1	1	0
37 香川	1	0	1	1	0
38 愛媛	0	0	0	0	0
39 高知	2	0	2	2	0
40 福岡	2	1	1	2	0
41 佐賀	3	1	2	3	0
42 長崎	3	1	2	3	0
43 熊本	7	1	6	7	0
44 大分	2	0	2	2	0
45 宮崎	0	0	0	0	0
46 鹿児島	1	0	1	1	0
47 沖縄	18	0	18	18	0
合計	103	19	84	103(※)	0

(※)処理済みの件数には、却下された3件を含む。

第19 都道府県別援護年金受給者数

平成22年12月末現在

都道府県名	障害年金	遺族年金	遺族給与金	合計
北海道	29	165	48	242
青森	5	121	19	145
岩手	19	161	21	201
宮城	22	219	37	278
秋田	3	85	9	97
山形	10	93	19	122
福島	22	132	38	192
茨城	17	131	42	190
栃木	13	87	19	119
群馬	10	98	14	122
埼玉	29	197	54	280
千葉	23	256	54	333
東京	84	396	112	592
神奈川	38	306	74	418
新潟	20	222	37	279
富山	10	78	8	96
石川	16	159	26	201
福井	12	112	16	140
山梨	7	41	19	67
長野	25	162	31	218
岐阜	16	178	39	233
静岡	41	295	63	399
愛知	69	360	159	588
三重	28	230	44	302
滋賀	9	110	20	139
京都	21	182	52	255
大阪	48	427	85	560
兵庫	45	384	71	500
奈良	8	115	29	152
和歌山	19	141	29	189
鳥取	7	93	18	118
島根	17	141	27	185
岡山	47	279	54	380
広島	204	438	287	929
山口	54	239	71	364
徳島	13	132	22	167
香川	19	151	23	193
愛媛	29	196	40	265
高知	25	233	21	279
福岡	47	363	90	500
佐賀	10	107	33	150
長崎	64	218	145	427
熊本	42	212	57	311
大分	22	160	30	212
宮崎	19	193	55	267
鹿児島	63	409	82	554
沖縄	517	491	1,544	2,552
外国居住	13	9	17	39
合計	1,930	9,707	3,904	15,541

第20 旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表

(1) 厚生労働省から総務省に進達した件数

平成23年1月末現在

区分	平成20年度 迄累計	平成21年度	平成22年度 (平23.1末)	計
1. 加算改定	816,227	15	8	816,250
2. 一時恩給	696,019	349	191	696,559
3. 普通恩給	1,126,263	82	37	1,126,382
4. その他	3,157,301	153	115	3,157,569
計	5,795,810	599	351	5,796,760

※

「加算改定」とは、昭和48年改正、昭和50年改正及び昭和54年改正による加算年の金額計算への算入による改定を言う。

「一時恩給」とは、昭和46年改正、昭和49年改正及び昭和50年改正による一時恩給(一時扶助料を含む)を言う。

「普通恩給」とは、昭和36年改正による地域加算、昭和40年改正による抑留加算並びに昭和46年改正による職務加算及び戦地外戦務加算によって権利が発生した恩給(普通扶助料を含む)を言う。

「その他」とは、公務扶助料、傷病恩給、一時金及び傷病賜金で、上記以外の恩給を言う。